

昭和二十三年文部省令第十五号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則を次のように定める。

第一条 教科書の発行に関する臨時措置法（以下「法」という。）第三条の規定によつて、教科書の表紙に記載する「教科書」の文字は、「文部科学省検定済教科書」又は「文部科学省著作教科書」として用いるものとする。

第二条 法第四条の文部科学大臣の指示する時期については、これを告示する。

第三条 法第四条による教科書の書目の届出は、別記様式によりこれを行うものとする。

第四条 都道府県の教育委員会は、数個の地域において教科書展示会を開催することができる。

第五条 教科書展示会は、六月一日から七月三十一日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

第六条 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

第七条 教科書展示会の出品教科書に対しては、その取扱上の差別をしてはならない。

第八条 文部科学大臣は、法第六条第一項の目録を、教科書展示会開催日の二週間前までに、都道府県の教育委員会に送達するものとする。

第九条 都道府県の教育委員会は、法第六条第二項に基いて、前項の目録を教科書展示会開催の前に配布するものとする。

第十一条 教科書展示会は、一般にこれを公開することができる。

第十二条 都道府県の教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十三条 削除 市町村の教育委員会並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、教科書需要票を別に定める様式により作成して、都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

第十四条 都道府県の教育委員会は、前条の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第十五条 削除 法第六条第一項の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第十六条 削除 前条第三項の通知があつたときは、都道府県の教育委員会は、保存本を出品するものとする。

第十七条 削除 都道府県の教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十八条 削除 前条第三項の通知があつたときは、都道府県の教育委員会は、展示会の開催時期、場所等を周知徹底させなければならない。

第十九条 削除 第十九条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十条 削除 第二十一条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十一条 削除 第二十二条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十二条 削除 第二十三条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十三条 削除 第二十四条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十四条 削除 第二十五条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十五条 削除 第二十六条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十六条 削除 第二十七条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十七条 削除 第二十八条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十八条 削除 第二十九条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

第二十九条 削除 第三十条の規定により、前項の教科書需要票に基づき、教科書需要集計一覧表を別に定める様式により作成して、九月十六日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

この省令は、公布の日から、これを施行する。

-
- 2 (経過措置)
この省令の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- 3 1 (施行期日)
この省令は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 3 2 (附則)
(令和二年一二月二八日文部科学省令第四四号)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

年 月 日

文部科学大臣 殿

(発行者名)

(代表者名)

教 科 書 発 行 届

年度用使用教科書として、別紙記載の教科書を発行したいので、届け出ます。
 なお、その点数は下記のとおりであります。

記

小学校用	() 点	特別支援学校用	視覚障害者用	() 点
中学校用	() 点		聴覚障害者用	() 点
高等学校用	() 点		知的障害者用	() 点

計 () 点

(用紙 日本産業規格 A4 横型)

使用学校の種類 ()